

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成24年7月17日

時 間：午 前 9 時 3 0 分

郡山市立大槻公民館大槻分室

開 議 午前9時30分

出席議員（13名）

議長	宮本皓一君	1番	山本育男君
2番	早川恒久君	3番	遠藤一善君
4番	安藤正純君	5番	宇佐神幸一君
6番	渡辺光夫君	7番	渡辺英博君
8番	高野泰君	9番	黒沢英男君
10番	高橋実君	11番	渡辺三男君
12番	塚野芳美君		

欠席議員（1名）

13番 三瓶一郎君

説明のための出席者

町長	遠藤勝也
副町長	田中司郎
教育長	庄野富士男
会計管理者	遠藤博美
参事兼総務課長	滝沢一美
企画課長	横須賀幸一
都市整備課長	郡山泰明

産業振興課長兼 農業委員会長	三	瓶	保	重
参健康福祉課長兼 事長	渡	辺	清	治
参生活環境課長兼 事長	緑	川	富	男
税務課長	阿	久津	守	雄
教育総務課長	猪	狩		隆
生涯学習課長	高	野	善	男
総務課主幹兼 課長補佐	菅	野	利	行
復興庁参事官	木	村		実
復興局室長	杉	本	孝	信
復興局課長補佐	千	臺		俊
復興局補佐	古	宮	新	五
内閣府原子力 被災者生活支援 チーム参事官	須	藤		治
内閣府原子力 災害現地対策官 本部審議官	富	田	健	介
内閣府原子力 災害現地対策官 本部審議官	熊	谷		敬
内閣府原子力 災害現地対策班 本部班長	鈴	木	啓	之
内閣府原子力 災害現地対策本部	井	出	洋	文
文部科学省 原子力損害賠償 対策室次長	松	浦	重	和
経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力損害対応室 参事官	守	本	憲	弘

経済産業省
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
原子力損害対応室
課長補佐

志間正和

経済産業省
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
原子力損害対応室
係長

楠田真之

経済産業省
原子力安全・保安院
特別顧問福島
地域原子力安全
業務統括

渡邊誠

環境省福島環境
再生事務所
県中・県南支所長

黒澤純

環境省福島環境
再生事務所
放射能汚染対策課
主任査定官

松永暁道

職務のための出席者

事務局長 角政實
事務局庶務係長 原田徳仁

付議案件

1. 賠償について
2. その他

開会 (午前 9時30分)

○議長（宮本皓一君） それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。

出席議員は13名、欠席議員は1名であります。

説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、総務課長ほか各課等の長の皆さんであります。また、本日10時に説明のため、経済産業省から賠償関係担当の守本参事官を初め担当者の皆さんにおいでいただくことになっておりますので、申し伝えておきます。

次に、職務のための出席者は議会事務局長、同係長であります。

お諮りいたします。この議会は原子力発電所事故に伴う国による財物賠償基準について公表前に説明をいただくことから、非公開として臨み、報道関係の皆さんには頭撮りのみを許可したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認め、非公開にすることに決します。

暫時休議をいたします。

休議 (午前 9時31分)

再開 (午前 9時32分)

○議長（宮本皓一君） 再開いたします。

ここで、町長よりあいさつを兼ねまして、全員協議会招集理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤勝也君） 皆さん、おはようございます。大変暑いところ、またしかも早朝よりご参集賜りまして大変ご苦労さまでございます。

ただいま議長のほうからもお話ありがとうございましたが、本日は賠償の問題について急遽いろんな経過を踏まえて議長とともに相談しながら、急に全協の招集をしたところでございます。前回の全員協議会でも国の担当者を呼びまして、我々の一連のいわゆる賠償に対する質疑応答をいたしました。また、我々が今までの賠償に対する考え方についても国にしっかりとこの場において要望、それからこれについて対応

するように厳しくお願いした経過をたどってございます。その後国、さらには県の、副町村長と県のほうは副知事、あるいは県の担当理事を含めて、それから国の守本参事官を中心に双葉郡の8カ町村の賠償問題についてそれぞれの町村での考え方をすり合わせしながら1回町村長の会議を持って、ある程度に絞って今まで取り組んできました。ただ、我が町は特にこの賠償の算定基準についてはこの間全協でもいろいろ問題提起しましたし、これについてうちのほうの場合は土地区画整理事業の移転とか、そういうのは各8カ町村ではありませんので、そういう方式、あるいはまた高速道路、これの損害保険等々も含めて、いかなる方法でやれば一番有利に底上げできるかということで今まで詰めきました。そういう中で新聞にも出ていましたが、3つの選択肢をもって、有利なほうを選んで底上げするというようなやり方についてはある程度国のほうでも前進したかというふうに思っています。

そういう経過をたどって、7月の6日が町村長会議、あるいは副町村長の同席の会議を行いました。その会議の大体の状況を申し上げますが、町村会の会長としてはここである程度方向づけをしてまとめたいというような話がありました。しかし、ここで富岡町だけには、私はここで方向づけということはできないと。それは、我々には富岡町独自の手続があるということを申し上げて、今後町としての議会全員協議会を開いて相談をしなければならないし、その前に副町村長の会議で最後の詰めをしていただきたいと。我が町は我が町の問題がまだ整理されていないと、その後に議員の全協を開いて、そしてその後の町村長会議で方向づけをしていかないと少なくとも富岡町はそれには乗れないということで、ほかはほとんどそういう状況でやむを得ないような話だったが、私の主張が通りまして結局そのようなスケジュールになったわけでございます。これが7月6日。ところが、その後、4日後に、7月10日です。急遽経済産業省の柳沢副大臣のほうから電話がございまして、大方ほかの町村は今回の賠償については大体理解されたと、残っているのは富岡だけだと。ただ、浪江も若干ありましたが、10日の朝、馬場町長のほうに電話して、これについては了解しましたと。ただ、各町村にはこまいものは今後その後詰めていけばいいのではないかというお話でありまして、そのような中で富岡だけが残されておりますので、ぜひ電話でもなんですから、今から郡山出向いて町長にぜひお会い

したいという急な話がありました。そこで、議長のほうにも連絡して、ちょうど新潟のほうの柏崎のほう行かれていたようですから、帰る足で3時半までに着くということで、同席をしていただいて柳沢副大臣、そしてまた経済産業省の守本参事官がおいでになって、そのお話を承ったところでございます。そういう中で近々関係閣僚会議でもう決定する方向に進んでいると。関係閣僚会議で決定することによって、速やかに後は公表するようになりますと、そういう話になりました。大変私どもはこれについては余りにも性急ではないかと、とにかく関係閣僚会議と、それからその公表ももっと先送りしてくれという話までしました。そんな中でまだ関係閣僚とか、そういうのははっきりと対応しておるような状況はまだ見えませんが、それにしてもこれはもう時間が待てないという状況になった時点で、要はとにかくでは全員協議会を本日17日に開かせていただいて、午後からは町村長会議を持っていただくように私のほうからも町村会長にお願いすると、そういうことで本日に至ったと。大変急な経過をたどったことについては、大変私どもも不快感を持って、厳しく副大臣や国当局のほうには申し上げたが、これ以上はもう国のほうではこの問題について精いっぱいやったと、これが限界だというような話がありまして、本日10時から守本参事官のほうから最終的な国の買収の算定基準についての説明ということになったわけであります。ただ、各町村決して100%のんでいるわけではありません。細かいもろもろがあるのはまだまだ残っていますから、大筋の大局的な算定基準というか、方向づけについてはそのような形でやむを得ないというような形で本日に至ったわけでございます。どうか詳しい内容については田中副町長が続けてこういう算定基準にかかわってきていますので、それについては田中のほうから答弁はさせますが、流れと現状については、きょうの開催の理由も含めてひとつご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして私のあいさつといたします。よろしくお願ひを。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に入りますが、報道関係の皆様はご退席を願います。

暫時休議をします。

休 議 (午前 9時41分)

再開 (午前 9時41分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

付議事件1、賠償についての件を議題といたします。

副町長の説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中司郎君） おはようございます。今経過等について町長のほうから説明がありましたが、細かな賠償の内容につきましては後で守本参事官が見えますので、資料等も持ってくるやに聞いておりますので、資料を見ながら内容については説明を聞くということで進められればというふうに思いますので、私のほうからはさらに町長の動きのほかの経過として伝えたいというふうに考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

7月2日に全員協議会を開催させていただきまして、その後の動向についてお話をさせていただきたいと思います。7月4日、福島県の自治会館で国と県、双葉8町村との個別協議ということで、いつも集まりますと7つとか8つのテーマがありまして、1つの議題に深く突っ込むということがなかなか……

○議長（宮本皓一君） 副町長、座って。

○副町長（田中司郎君） なかなかできないような状況があって、何度も議論を重ねても詰まっているかというジレンマを感じておりましたので、性急にすべき事柄としてはまず賠償問題ということで、賠償問題に特化して議論を進めるべきではないかということで個別協議を開催するということになりました、初めて賠償だけを取り上げて議論が始まったような状況が7月4日でございます。

その協議の内容としましては、6月の27日に第3回目の実務者会議があったわけですが、そこで取りまとめた双葉郡の意見、これは先般全協のときに皆さんにお配りしたものでございますが、これらの意見を取りまとめたものを国に提出しておりましたので、それらに対する国の回答というものを説明を国から受けたような状況でございます。7月4日開催するに当たっては、3段階で我々も会議を持ちまして、1度は8町村の我々だけのいわば作戦会議というのですか、意見の統一というよ

うなことでの会議を事前に持ちまして、さらには次の段階としては県を入れて8カ町村との意見の調整というものをやった後に国のはうが入って議論を始めるというような段取りをとりました。それで、国からの説明を受けて、その結果を7月6日、先ほど町長から話がありましたように町村長の会議が開催されましたので、その結果を副町村長会として首長に報告したわけでございます。その内容については先ほど町長が話しましたように、うちの町を除いての首長さんたちの考え方というのはほぼもうそろそろというような雰囲気がありましたが、うちの町長からはまだ手続も残っているし、議論未了ではないかと、審議未了ではないかと、もう少し詰めるべきところがあるという提言がありまして、再び副町村長会議を開催するようにという命を受けて、これは先週の金曜日、13日に開催したところでございます。

この内容につきましては、また本日の午後、町村長会議の中で審議していただく内容もありますので、その内容については今申し上げることできない部分もありますし、これについては国の意見もまだ聞いていないこともありますので、これはまだまだ詰める必要があるというようなことも1点だけ含まれております。基本的には先般国が示した回答について再度副町村長会としてどのように取り組んでいくべきか、どのように理解するかということの取りまとめを行ったというような内容でございまして、7月6日に各町村長に復命した内容と大きく変わるものではございません。また、国のはうから示されております建物の賠償でございますが、まだこれいろんなことが、詳細なものというものは詰まっていない部分があります。ただ、大枠としての考え方、こういうことでの詰めを行っているというふうに理解していただければというふうに思いますが、この賠償の方法につきましては、1つは固定資産税評価額に補正係数を掛けて算定する方法が1つ示されております。それと、もう一つが建築着工統計による平均新築単価から事故前の価値を推認する方法として1つ示されております。もう一つが個別評価を行うことができると。基準によりがたいものがたくさんあると思います。通常の坪単価では割り出せないような家屋等もあるでしょう。そういう諸事情によって個別に算定しないと正しい評価が出てこないという場合には個別評価に応ずるということであります。この3つの試算によっていざれか高いほうを選択できるというようなことが示されておりま

す。これによって少し救われる人が出てくると。3つの中で一番いいものをとれるということですので、若干救われる人が出てきますが、個別評価という形になりますと難点は少し長い時間がかかるというふうに言われております。これは、一定のルールをこれからつくっていただかないといけないと思いますが、不動産鑑定なりそういう専門の方々が1つのルールのもとに積算をしていくと、同じ方法で積算をしていくということにならないとばらつきが出てくると思いますので、詳細なルール等についてはこれから詰めなければいけないと思いますが、いずれにしても個別の評価ですと少し時間がかかってしまいますので、そういうことについても家屋といつてもその中に外構もあります。それから、庭木もあります。それから、家財の問題もあります。こういうものの取り扱いをどうしていくのかという詳細の取り扱いですね。今は一緒に賠償としてお支払いするという考えになっておりますが、この辺が別々のほうがいいのか、一緒のほうがいいのかという議論もあるでしょう。こういうことについて、細かなことについてまだまだこれからというふうになると思います。さらには、これまだ具体的に今時点までには我々のところに示されておりませんが、富岡町の考え方として非常に古くて小さな家屋の方、これは当然現在の価値の評価ということでおきますから、価値ということで判断されますから、賠償額がどうしても低くなると、低廉な価格ということになるというふうになります。そうしたものが生活再建に直結できるのだろうかという疑問や不安を抱いております。これは、強く主張しているのは富岡が一番強く主張している点でございます。よその町村もそうしたものがあるはずでございますが、そうしたもののが提示されないとなかなか実感としてはわきにくいのだと思うのです。言葉で幾ら話してもなかなかわかりにくくて、実際の価格が表示されて、自分がその当事者になったときに初めてこれではとかいう疑問がわいてくるのだと思うのですが、ただある程度予測できるものは予測できるわけですから、今各町村とそういう情報交換しながらどういう対応がいいのか。底上げできないかというのが当初からの我々の考え方で、国とぶつかってきましたけれども、なかなかそこの2割という線を国は崩せないという形で話されておりました。2割の線が崩せないとすれば別に方法はないのかということでのいろんな議論をしておりまして、きょうの午後、首長会議において国の

説明を直接受ける部分もまさしくそこの部分なのですが、これは5割以上にハードルがもしかすると高いかもしれません。高いかもしれませんけれども、やはり何とか救わないと災害弱者みたいな形の人が生まれてくるという懸念から、我々のいわば悲鳴に似たような声だというふうに国のほうには伝えていきたいなというふうに思っております。

我々は、あわせてソフト的な部分のカバーができる仕組み、これをぜひ示していただきたいというふうに国に求めているところでございますが、現在ソフト部分についても具体的な提案、提示は今國からありません。それについても今後話し合いの中で求めていかなければいけない。これは、住民説明会が今後予定されているとすれば、少なくとも住民説明会のときにはある程度そういうことを国として考えを持たなければ、なかなか住民説明会で了解得ることはできないのではないかというふうに考えておりますので、この辺は今後とも引き続き強く国のほうに求めていきたいというふうに考えているところでございます。

経過含めまして、大体のところの動きとして以上のような経過をたどっておりまますので、ご報告をさせていただきました。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、副町長の説明に対してはこれで終わりたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休 議 （午前 9時5分）

再 開 （午前 9時5分）

○議長（宮本皓一君） 再開いたします。

ここで、まことに恐縮ではございますが、説明のためにおいでいただきました國の担当官の皆さんには簡単な自己紹介をいただきたいと思いますが、その前に代表して経済産業省、守本参事官よりごあいさつをお願いいたします。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室参事官（守本憲弘君）おはようございます。経済産業省の守本でございます。きょうは富岡町の全員協議会においてをいただきまして、大変ありがとうございます。きょうのメンテーマ、賠償ということでございますが、賠償問題に関しましては3月16日に原子力損害賠償紛争審査会の第2次追補が出されて以来、今までいろんな場で、例えば8プラス1プラス1という形のハイレベルな場、あるいは事務レベル、副町長レベルの場、あるいは個別の協議という形で何度もいろいろな調整をさせていただきました。そういう意味で相当程度論点は詰まってきたというふうに私ども認識をしております。

また、一方でこの賠償問題、区域見直しに伴う賠償問題がそれぞれの住民の皆さんのある意味進路を決めるといいますか、生活設計を立てる上で大変重要だということで、大変いろんなところから早く基本方針を示してほしいという要望をちょうどいをしております。この7月7日に総理が福島県を来訪したときにも、直接住民の方から総理に対して早く基本的な方針を示してほしいというようなお話をございました。そうしたこともあるって、政府としては極力早くこの考え方を公表をして、住民の方にいろんな形でご説明をさせていただきたいというふうに思っております。ただ、それは今後一切調整しないとか、そういう意味ではございませんで、きょうもご説明をさせていただきますけれども、まだいろんなところで市町村と調整をしていかなければならない部分というのは残っております。基本的な枠組みというものをしっかりと出して、その上で調整すべきものは調整していくというような形での公表をさせていただきたいというのが政府の切なる願いということでございます。

そういうことを前提にいたしまして、きょうはできるだけ丁寧にご説明をさせていただこうというふうに思っております。賠償問題にとどまらないようなお話もあろうかというふうに思います。きょうは政府のほうからもそれに答えられるメンバーが一緒に来ておりますので、またそちらのほうもいろいろとご審議をいただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

それでは、申しわけございませんが、個別に自己紹介をお願いします。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（富田健介君） 原子力災害現地対策本部の審議官を務めております富田と申します。区域の見直し等を担当させていただいております。きょうはどうぞよろしくお願ひいたします。

○復興庁参事官（木村 実君） 復興庁で参事官をしております木村と申します。復興関係全般担当ということになります。どうぞよろしくお願ひします。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（熊谷 敬君） 原子力災害対策本部の被災者支援チームの審議官をしております熊谷と申します。よろしくお願ひします。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（須藤 治君） 内閣府原子力被災者生活支援チームで参事官をしております須藤と申します。区域の見直しを担当しております。よろしくお願ひ申し上げます。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（志間正和君） 資源エネルギー庁原子力損害対応室、きょう着任いたしました。今まで除染をやっておりました志間正和と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○経済産業省原子力安全・保安院特別顧問福島地域原子力安全業務統括（渡邊 誠君） 原子力安全・保安員福島地域原子力安全業務統括の渡邊でございます。プラント関係の質疑応答に対応させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○復興局室長（杉本孝信君） 福島復興局で原子力損害賠償を担当しております杉本と申します。よろしくお願ひいたします。

○復興局補佐（古宮新五君） 同じく福島復興局でいろいろ富岡町さんのほうと調整関係やらさせていただいております古宮と申します。

○内閣府原子力災害現地対策本部班長（鈴木啓之君） 原子力災害現地対策本部の鈴木と申します。区域見直し等を担当しております。よろしくお願ひします。

○文部科学省原子力損害賠償対策室次長（松浦重和君） 文部科学省の原子力損害賠償対策室の松浦です。原子力損害賠償紛争審査会の事務局をさせていただいております。よろしくお願ひします。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長（黒澤 純君） 環境省福島環境再生事務所の県中・県南支所長の黒澤でございます。除染等担当させていただいてい

ます。よろしくお願ひします。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課主査（松永暁道君） 同じく環境省福島環境再生事務所で富岡町担当させていただいております松永といいます。よろしくお願ひします。

○内閣府原子力災害現地対策本部（井出洋文君） 原子力災害現地対策本部の井出と申します。よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

それでは、賠償関係担当の経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長の守本参事官より国の賠償の考え方について説明を求めます。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室参事官（守本憲弘君） ありがとうございます。

それでは、お手元に賠償基準の検討状況という資料がございます。これに基づきましてご説明をさせていただきたいというふうに思っております。実は賠償基準のこの資料につきましてでございますけれども、国のはうの考え方はほぼここに盛り込まれているということではございます。他方でまだ公表前ということがございますので、一部数字を抜いたり、細かい調整を残しているというようなところもございます。そういう点については口頭で補足しながらご説明をさせていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

この見方ですけれども、一番左側が基準案というふうになっております。これがこの基準そのものでございます。それから、なかなか口頭、文書だけではわかりづらいこともありますので、今回は初めてこういう形で図式をつけて、できるだけわかりやすくというふうにいたしました。それから、右側は関係の参考、例えば紛争審査会の関係条文ですか、その他のデータですかを多少補足をしているということでございます。

それでは、まず上のほうの不動産からご説明をさせていただきたいというふうに思います。この不動産、住宅、宅地に関する賠償の基準の一番根本の考え方でございますが、これは右側の紛争審査会にもございますけれども、帰還困難区域の不動産、これについては本件事故発生直前の価値を基準として100%減少したものと推

認をすると。居住制限区域、避難指示解除準備区域内の不動産、これについては避難指示解除までの期間を考慮し、本件事故発生前の価値を基準として一定程度減少したものと推認するということでございます。これをベースにしまして、この図のような形で考えてございます。まず、損害発生の起点は事故発生前といいますか、事故発生時点でございます。そこから下のほうで区域見直しというようのがございます。その後恐らくその時点で解除の見込み時期というのが明らかになる。それから、実際の解除時期というのがある。その右側に6年とありますのは、これは期間困難区域。これは、基本的に5年間は帰らないというふうになっていますが、ここは区域見直しから5年ですので、事故発生から6年、こういうことになりますので、6年というふうに書いてございます。これに関する考え方ですが、まず帰還困難区域につきましては事故発生前の土地、建物の価値、これを全額当初にお支払いをするということでございます。解除準備区域、居住制限区域につきましては、区域見直しの際に解除の見込み時期というのが大体決まります。これ決まらない場合には一応標準期間として、解除準備区域の場合には事故から2年、居住制限区域の場合には事故から3年と考えております。これに従いまして、冒頭で一括払いをいたします。例えば解除準備区域で事故から2年ということですと、事故発生前の価値の3分の1を払うということになります。それから、いろいろ除染をしたり、インフラ整備をしたりやっていくわけですけれども、実際に解除がおくれてしまったという場合にはこの右側の青い点線の上の赤い部分、この追加になった部分は解除のときに追加的にお支払いをすると、こういう考え方でございます。それが非常に基本的な考え方であります。

それで、ここに事故発生前の価値というのが一番左の青い棒としてあります。これの考え方を今からご説明をさせていただきます。まず、土地でございます。これ宅地なのですけれども、これは固定資産税評価額に一定の補正係数を掛けて、事故前の時価相当額を算定ということでございます。これは、ある意味単純でありまして、土地の固定資産税評価額というのは地価公示価格の7割というふうにされております。地価公示価格というのは不動産鑑定士2名がその時々の適正価格ということで決める値ということでございますので、この固定資産税評価額に0.7の逆数、

すなわち1.43ですね。この補正係数に係るのは1.43という意味ですけれども、それを掛けて事故前の時価相当額を出すと、こういう考え方でございます。

それから、建物なのですが、建物については住宅ですけれども、3つの方法を用意したと。これは、前回のご説明から比べると、実は前回2つしかなかったのですけれども、今回は3つになっているということでございます。これは、いろいろ皆様のご意見を取り入れてそういう形にさせていただいたということでございます。

まず、第1番目が固定資産税評価額をもとに算定する方法。これは、前回簡単にご説明をしたものでございます。それから、2番目が新しいものですが、建築着工統計に基づく平均新築単価、これをもとに算定をするというのが2番目であります。この2つによれないような特別な仕様の建物とか、そういうものについては個別評価という形になっております。

まず、固定資産税評価額に基づいて事故前価値を算定する方法、これが実は一番ある意味ややこしいわけですけれども、この右側の絵に基づいてご説明をさせていただきます。まず、事故前の固定資産税評価額、これ課税標準ではなくて、価値の評価額ということでございます。事故前の固定資産税評価額に対して、これは新築時からどんどん経年補正がかかって下がっていますので、まず新築価格に直します。これがAと書いてある部分です。それによって新築時の固定資産税評価額というものは出ます。これを現実にモデル試算をしておりまして、現実の価格との差というのを計算をしておりまして、ここに補正係数1.7というのを掛けます。これによって、この時点での新築時点での時価というものができます。ただし、これは昔の価格ですので、インフレ調整をします。それがCでありまして、これが新築と仮定をした場合の事故発生前の価値です。ただし、現実にはこれ築年たっていますので、それを今度は緩やかな償却、これは木造住宅では48年ということでございますけれども、定率ではなくて定額という形で緩やかに償却をさせていって、築年数に応じた事故発生前の価値を算定をすることです。この場合に残存価値には一定水準の下限を設けるということでございますが、これは国交省が定める土地収用の基準を使いまして20%というふうにしてございます。外構、庭木の考え方なのですが、この真ん中辺の一番高い棒です。この一番高い現在新築した場合という形での

時価、これに外構は10%、庭木は5%を掛けます。外構は、門とか塀とかそういうものでございますので、これは償却をするということで償却をしていきます。一方で庭木については償却をしないので、そのまま右側も水平線になっております。したがいまして、これを全部足し合わせたもの、建物と外構と庭木を足し合わせた絵で見ると赤い部分、それから右側の茶色い部分、それから緑色の部分、これを全部足したもののが事故発生前の価値と、こういうことになるわけでございます。したがって、例えば帰還困難区域ですとこの全額が賠償されるということになります。また、居住制限区域でも事故発生後6年間は解除しないという場合にはこの金額が賠償されるということになります。もしも例えば居住制限区域で事故発生後3年後に解除するというふうになった場合にはこの金額の2分の1が賠償されると、こういうことになるわけでございます。

続きまして、2番目の建築着工統計に基づく平均新築単価から事故前価値を推認をする方法というのをご説明をさせていただきます。これに関しては、割とこっちのほうはシンプルなわけですけれども、建築着工統計で福島県の直近の住宅の平均新築単価というのがございます。これをもとにして、右側のグラフを見ていただくと一番左の青い棒ですけれども、平成23年の平均新築単価、これに建物床面積を掛けます。これが事故直前に仮に建てたとした場合の価値というふうに考えるということであります。ただし、建てているのはもっと昔なので、経年補正をして償却をすると。これも同じく木造建築の48年で償却をし、下限は20%というふうに考えているところでございます。外構、庭木についても同じで、青い棒に10%を掛けたものが外構、5%を掛けたものが庭木というふうになります。外構は償却をします。庭木は償却をしないということで、右側の赤い棒と茶色い棒、緑の棒、この3つを足したもののが事故発生前の価値というふうになるということでございます。ただ、この留意点は、実は建物の価値をはかるときに、本来であれば平成23年の新築単価を使うというのはややそういう形というのは普通ではない。普通はどうするかというと、例えば20年前に建てられたものだと20年前の建築単価という統計がありますこれを使って建てたものと考えて、インフレ補正をいたします。今回は新築単価を使うというふうに考えているわけですけれども、これについてはちょっと後で下の

3つの比較表でご説明をしますけれども、かなり特別に高く評価する方法として採用しているということでございます。考え方としていうと、今現在居住されているのであるとすると恒常的にリフォームが行われているのでしょうかというふうに考えて、そのリフォームを行われた時期がわからないので、新築のを使いましょうという、率直に言うとやや無理をしたロジックで組み立てているところがございます。したがって、この算定方法を適用するのは現に居住をしているところに限らせていただきたいというふうに思っております。実はこの部分は私どもが副町長会議のほうにご提案をさせていただいたのは、この部分は140平米までに限るというご提案をさせていただいております。この部分については、まだ正式には聞いておりませんけれども、副町長会議のほうでもこの140という上限については見直すべきではないかというご意見が出ているというふうに伺っております。これは私どもは真摯に受けとめて、ちょっとここは検討したいというふうに思っております。

それで、その下の個別評価、これ3番目でございます。これは、別途個別評価を行うということで、いわゆる補償コンサルの方に評価をしてもらうということなのですけれども、余り手がかりがない非常に古い建物とかですともうそうするしかないわけですけれども、新築価格が契約として残っているとか、そういうものについてはもっと手軽に評価できるように考えたいというふうに思っております。

以上の3つの評価方法を比較をしたものがこの右側のグラフであります。この三角というのが固定資産税評価額、前ページでかなり多段階の計算をして出したもの、これはあくまでイメージですけれども、あります。これが1つのオプションとしてあるということです。それから、この緑の線というのが上のイという建築着工統計に基づいて算定をしたラインです。これは、もしそれが新築だとすると大体56万円ぐらいだったと思いますけれども、坪単価でそれぐらいになります。それが逐年数がたっていくに従って下がっていって、48年たつと13.6万円、坪単価になると、こういう計算になります。したがって、固定資産税評価額による算定がもしも緑の線よりも低い場合には緑の線のほうを皆さん選択されるということになろうかと思います。もちろん選択制ですから、低いほうを選んでもいいわけですけれども、恐らくそういうことはないと思いますので、こういうふうに緑の矢印で緑線まで引き上

げられるというような絵をかいておるところでございます。それから、前回ご質問をいただきました古民家のようなものはどうするのだというお話ございました。これについては、赤い星印ありますけれども、特別な仕様の建物ですとか、あるいは広い庭園があるですか、もちろんこの基準には合ってこないので、これは個別評価をして適正な価格を算定をするという考え方でございます。住宅についてはこういう形で評価をさせていただきたいということで、この部分が前回ご説明をしたところから大きく変わった部分ということでございます。

次に、住宅の修復費用というのがございます。この土地、建物の評価、これもできるだけ早くやりたいとは思っておりますけれども、やはり固定資産税のデータをどういうふうにして入手をお示しをするかというような手続がありますので、これやはり一月、二月どうしてもかかってしまいます。その前にリフォームをしたいという要請非常に強いので、これについては住宅の内数ということで、1平米当たり1.4万円、140平米だと大体200万円ぐらいになりますけれども、これについて非常に迅速にお支払いをするということを考えております。

それから、事業用の不動産の賠償ということでございます。これ事業用の不動産あるいは田畠、森林というものについては、収益性というのはできるだけ営業損害の賠償のほうに反映させていくということで考えていますけれども、資産価値についてもこれは賠償していくというふうに考えております。適切な評価方法については継続して検討すると。実は案としてはできておりまして、私どもとしては公表した後、もうすぐにまたこれも市町村とお話し合いをさせていただいて、できるだけ早く固めていくということを考えているところでございます。ちょっと森林についてのみは、市町村の森林政策というのがございます。こっちの調整があるので、少しおくれるというふうに考えてございます。

それから、(2) の家財でございます。これもできるだけ迅速にお支払いをしたいということで、原則家族構成に応じて算定をした定額の賠償とするというふうに考えております。帰還困難区域はほかの地域と違って、ちょっとバリケードを張つたりして非常に立ち入りが難しくなると。したがって、そこに置いてある家財を持ち出したり、あるいは使ったりするということに制約があるということで、ほかの

地域と比べて一定程度、3割程度ですけれども、高くなるようにしております。この考え方は、実は賠償の保険のテーブルがございますけれども、この中で一時立ち入りの際に一時立ち入りチームというのがございましたけれども、そこからヒアリングをして一般的に持ち出されているようなものを除き、また一部新品ではなくて、少したっているということで、1年間償却をしたというベースでつくっているところでございます。これは、あくまでも標準的なところで考えておりますので、恐らく旧家に住んでおられるような場合にはいろんなものがあるというふうに思います。これについては個別評価による賠償というものをやっていただくということをございます。これについてもできるだけ簡便にできるように今ちょっと方法考えておりまして、またそれについても早急にお話をさせていただきたいというふうに思っております。

3番目、営業損害、就労不能損害でございます。これについては3つ項目がありまして、1つは一括払い、それから2番目は②というのは収入を差し引かないということです。それから、③、事業再開支援、3つありますが、まず一括払いのほうからお話をさせていただきます。従来は3カ月ごとに実損害を賠償するということでやってきましたけれども、それに加えて業種ごとに一定年数分の営業損害、あるいは就労不能損害を一括で支払うということを考えております。右側の図を見ていただきますと、ちょっと下からになりますけれども、農林業については2016年12月までということで、約でいうと5年分になります。それから、農林業以外の業種については2015年2月まで、これは3年分です。給与所得については2014年2月まで、これは2年分ということでございます。これ実は既払い分というのがございますけれども、既払い分を入れると通常の公共用地の取得に伴う損失補償基準の2倍以上というかなり長期の補償になっております。それをお支払いをすると、営業損害としてお支払いをするというふうに考えております。ここに注にありますけれども、ちょっと漁業については今漁協と調整中であります。もう少し段階を分けたようなものになってくるということになりそうです。また、大企業については一括払いの対象外とするというふうにしております。

それから、2番目、営業、就労再開等による収入は差し引かずということでござ

います。これまで営業損害は、基本的には左側にありますように事故時の収入というのがあり、そこで転業収入等があった場合には賠償の対象は減収部分のみというふうに、これ営業損害の原則みたいなものなのですが、ただこれをやるとなかなか就労再開に向けた意欲を阻害するというようなことがございまして、ここについては差し引かないようにしようということでございます。したがって、わかりやすく言うと農業で5年間一括払い営業収入というのをお支払いをするわけですけれども、この間に例えばどこかでアルバイトをされる、あるいはどこかに就職されるということで収入があったとしても、その一括払いからは差し引かないというふうにするということでございます。ただし、その金額は、これは営業損害の場合には特に上限は設けておりません。これは、大企業を除くというところが上限になっているということですけれども、就労不能、すなわち給与所得者の方はさすがに月50万円以上もらった場合にはそれを全部控除するということではないだろうということで、50万円を超えた部分は賠償額から差し引くと、精算をさせていただくというふうに考えております。これ福島の給与の総平均、大体月25万円ぐらいということで、その倍以上ということになっております。

めくっていただきまして、事業再開支援でございます。これは、長期避難をされて、帰還をされて営農する、あるいは営業を再開するというような場合に必要な追加費用、これを賠償すると。また、特に農業とかは顕著だと思うのですけれども、その後も風評被害というものが残る場合にはそれも賠償の対象とするという考え方でございます。この絵を見ていただきますと、営業損害の一括払い期間がありまして、この間にいろんなお仕事、サイドビジネスをされたときにはこれは控除しないというのは先ほど申し上げたものなのですが、それが終了する、あるいは終了前であってもいいのですけれども、一括払い期間の終了が終了する終了前に営農なり営業なりを再開されるという場合には例えば工場の建物補修ですか、あるいはあぜ道の修理ですか、場合によっては試験的な栽培、これ実際にやってみて検査して、これなら大丈夫というようなことがあろうかと思いますので、そういうものに対する費用というものを賠償の対象にしようということでございます。この右側のちょっと低いところは、仮にそうして再開をした場合にやはり風評被害が続いている

というような場合にはこれも賠償の対象にしていこうと、こういう考え方でございます。以上が営業損害、就労不能損害でございます。

それから、最後に精神的損害に対する賠償でございます。これは、長期に避難生活を送られるということを前提に月10万円をお支払いをするわけですけれども、今回の一括してお支払いをするというところに特徴がございます。①ですが、平成24年6月以降の精神的損害について。これ実は指針の考え方は、区域見直しからということになっているのですけれども、区域見直しについてはもう済んでいるところもございますし、済んでいないところもあります、そのところはそれによってもらえる金額が違ってくるというのは不公平であるということで、視点を平成24年6月というふうに置きます。ここからの精神損害について、帰還困難区域については600万円、それから居住制限区域については標準として240万円、避難指示解除準備区域で120万円、これ1年分です。一括払いを行うと。ただし、今申し上げた居住制限区域の240万円、避難指示解除準備区域の120万円というのはあくまで標準であって、解除の見込み時期というのが上記の標準期間を超える場合、例えば居住制限区域で見直しから3年間というようになる場合にはその時期に応じて3年分を支払うと、こういう考え方になります。一たんそういう形で支払った上で、これ財物と同じなのですけれども、実際やっていって若干延びましたということになればその段階でもう一度追加的に差額をお支払いをすると、こういう考え方でございます。この絵を見ていただくと、下の帰還困難区域はこれもう単純に600万円ですけれども、上の解除準備区域、居住制限区域については第1番目の点線、これが1年分です。第2番目の点線が2年分で、解除見込み時期が明確でない場合にはこの標準期間で払いますけれども、解除見込み時期が明確であるとすると解除見込み時期までをまず払うと。さらに延びたときには赤い下の出っ張りですけれども、これをお支払いをすると、こういう考え方でございます。

以上が賠償の関係なのですが、実を申し上げると先ほど特に住宅のところでお話をしました緑色の線、これが出てきた背景というのはやはり古い家を持っておられる方、あるいは家が小さいというようなことで賠償額が小さいといったような方、こういう方の生活再建をどうするのだというようなところから出発しているわけで

ございます。それで、私どもとしても賠償として理屈のつく限りで最大限ある意味上に引き上げを図ったということですけれども、それでも本当に古くて非常に小さいというような場合にはやはり金額自体が小さくなってしまうという事態は当然起これり得るわけでございます。こういった問題に関してなかなか賠償だけで解決するのは私ども難しいというふうに思っておりますし、もともと賠償という枠組み自体が政府全体としての福島の復興、再生に向けた取り組みの一環であるということでございますので、むしろ私どもとしては政策全体としてそういう方を受けとめるということを考えていきたいというふうに思っております。

この後ろにつけていますちょっとグランドデザインみたいなところは省略をさせていただきますが、居住安定のところだけちょっとお話をさせていただきます。今回の原子力事故に伴いまして、実は住宅の部分の政策はかなり充実したものというふうにしております。災害公営住宅の供給というのは、もともとはこれ家がつぶれた場合ですけれども、原子力災害の方は家はつぶれておらないわけでございます。そういう場合にも収入にかかわらず、公営住宅に入居できるというように措置をしております。また、その整備については、これは通常は45%市町村に補助ということでございますけれども、4分の3の補助という形にしております。また、用途廃止、譲渡の特例というのは、これ住宅に住んでいる方は実際に譲り受けできることになっているわけですけれども、この期間もかなり短縮をしております。耐用年限が6分の1を経過するということでございますので、木造であれば5年たてば譲り受けができるというような状態になるということでございます。

それから、住宅金融支援機構の融資というのも用意していまして、これについては下のほうにありますけれども、当初の5年間は金利ゼロ、6年目から10年目は通常金利から0.5%引き下げといったような低利融資を用意をしているということでございます。

それから、③ちょっと飛ばしまして④、居住安定協議会というございますけれども、福島県と移転もとの市町村が災害公営住宅の整備に当たって、移転先の地方公共団体との調整を行うということで、恐らく今回の場合には実際に例えば富岡町の方が例えば広野町の住宅に住まれるというようなことも十分想定されるわけでご

ざいます。そういうものを円滑にする枠組みとしてこういうものを設けたということでございます。

それから、一番下、東日本大震災の復興特別区域法ということで、特に低所得な方の入居者の家賃については、これを自治体が特別な家賃を設けたときには国から支援を行うというようなことになっております。

この右側にありますのは、上のほうは山古志村です。これかなり地域の特性を生かしたような古風な形でつくっております。

それから、右下は、これ実は相馬市で今つくろうということでやっておる住宅のこれはイメージ図ですけれども、これについてはやはり高齢者の方は分散して住むよりもある程度まとまって住んで、そこに介護の設備とか医療の設備というようなものが整っているという状況をやったほうがよかろうということで、こういうことを考えているということですが、これについてお伺いをしたところ、家賃は自治体のいろんな制度を使って、自治体、国の制度を使って月5,000円という形でやるというふうに聞いております。

こういう詳しいところはきょう木村参事官も来てますので、お話しいただけると思いますけれども、そういう形でいろんな形の支援を組み合わせて住民の方々の生活安定を図っていきたいと、こういうのが国の考え方だということを、その一端ですけれども、ご紹介をさせていただきたいというふうに思います。

私の説明以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） 財物の補償についてでございますが、例えば坪56万円で50坪の場合2,800万円ですよね。それで、48年経過した場合は残存価格のほうの13.6万円というほうの高いほうをやったとしても、56万円でつくった場合は十二、三坪なのです、新しくもらったお金で建て直すとすれば。そういう勘定なのです。ですから、現実的にもう50坪の建物に住んでいた方が12坪の建物に住めということなのでですか。ですから、前に双葉郡の要望にあったとおり用地対策連絡会で採用している

50%以下は下がらないよと。その理由はいろいろメンテナンスもやっておりますし、リフォームもやっておりますので、建物の価値は下がらないよと、こういったものを採用してもらわないと非常に現実問題として困難になると思いますが、その辺が1点と、あともう一点は家財の賠償です。これは、避難時における人数ですか、それとも今現在の人数か、その辺お伺いしたいと思います。例えば6年間のうちに亡くなった方がいたとしても、亡くなつた方は精神的損害はございませんが、財物はあるわけなのです。だから、その辺確認したいと思います。

あと、農地等につきまして課税評価額の何倍とかいろいろありますが、農地は現実的にもともと課税評価というのは安いのです。その3つお答え願います。

○議長（宮本皓一君）　守本参事官。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室参事官（守本憲弘君）　まず、考え方といたしまして相応の、同等のというようなものの取得に配慮するというのが実は指針の考え方でもございます。これは、用対連の考え方もその部分は同じなのですけれども、古いものに関しては古いものとして考えるということでございまして、必ずしも新築をつくったときに同じものができるという考え方になつてゐるわけではありません。それで、実はこれその部分は用対連のほうの50というのは資金の運用益というちょっと別の概念も入つたところで、償却についてはリフォームも入つた形の償却というのも採用できるのではないかというお話をいただきました。これは、我々のほうも勉強させていただきました。ただ、実はそれでやると先ほど私申し上げましたけれども、基本的な考え方というものが用対連の考え方というのは同じ建物を今つくつたら幾らかと、それを償却すると。極端に言えばブリキ張りのお宅があったとすると、それを今つくつたらどうなるのかという形にしてそれを償却すると。ただ、実際に住んでいるのであればリフォームがあつたのでしょうと、そういう考え方になります。我々がご提案をしている緑色のは平成23年価格なのです。これは、したがつてどういうふうに考えているかというと、たとえトタン張りのお宅であったとしても、同じ面積のものを今のスペックでつくつたら幾らになるかという、先ほどちょっとかなり無理しているというふうに申し上げたのはそこなのですけれども、そういう形で相当高く評価をして、それで償却

をするという形にしています。実はこちらのほうがその当時の価格、例えば40年前につくったものは40年の建築価格で算定をして緩やかな償却をするよりも、かなり我々の形のほうが高くなります。ですから、私どもとしてはこういう形でやらせていただきたいというふうに思っております。それが1点目です。

それから、亡くなられた方、これはその当時の家族構成でお支払いをさせていただきます。2点目です。

それから、3点目の農地です。これは、1.4ではありません。もっと高くしようということで、これもできるだけ現実の価格に高めるように、今ちょっと何倍とは言えないのですけれども、そんな1とか2とかではなくて、もっと高い数倍の数値を検討していまして、これはちょっと今調査をしていて、それができ次第お話をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、3点でございます。

○議長（宮本皓一君） 7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） 2点目、3点目につきましては了解しました。

住宅の件でございますが、現実問題として築48年の建物といういろいろリフォームされたり、あるいはツーバイフォー建築ではございませんので、かなり頑丈なつくりになっていますので、今から10年でも20年でも30年でも住めるのです。ですから、おたくさんのほうの評価方法でいって、同じ建物を見つけてくれるならともかく、現実的にその金で売り建てで住みなさいということは住めないです。その辺返答願います。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室参事官（守本憲弘君） 前回もお話をさせていただいたのですけれども、今回の私どもの考え方というのは基本は、もちろん移住される方というのはいらっしゃるわけですけれども、基本は一たん避難していただきます。それで、国も除染、あるいはインフラ整備といったような形ができるだけ帰る態勢を整えて、戻ってきていただきますという考え方なのです。したがって、住んでおられた方の土地、建物というのは残すわけです。所有権は残します。したがって、これいろんなケースがあると思うのですけれども、そこで賠償をもらって別のところで中古住宅を買う。そうすると、今度はそ

れをまた売って戻ってきていただくということになると思うのです。もし仮に私たちの賠償が戻ってきたときにもとの建物を、これはリフォーム必要ですよね。だから、それにも足りないということだとすると、それはなかなか問題あると思うのですけれども、完全に昔の建物を別の場所で同じ新築を建てるというような考え方ではない。これは、ちなみに用対連についてもここは同様、考え方としては同様でございますので、念のために申しておきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） 建物の件でございますが、これ平行線になるかと思うのですが、まず第一に戻ったとして仮定した場合、例えば5年間雨漏ったりそうしたら、そういう家屋は新しく建てかえるしか方法ないです。そういう家屋いっぱいございますので。

あと、もう一つは賠償だから、もとの状態に戻すという基本的な考え方であれば、あなたたちは原発事故前の1ミリシーベルト以下、年間。そういう状態にして、それでしかも前の48年なら48年で雨漏りしたりなんだりして劣化しない建物をちゃんと確保できるだけの環境にすべきですか。そのほかには地域社会も含めて、いろんなことも含めて、これ賠償だから、除染して、それで戻っていただいて、それでこれだけの賠償ですよということではとても現実的に避難民はこれで生活の再建ということはできないのです。その辺お答え願いたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 守本参事官。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室参事官（守本憲弘君） 考え方として言えば、そうやって長期に避難をしていただくということで、その避難時の精神的損害、加えて一部の生活費の増加分というものを長期に支払い、また営業損害についても相当長期にお支払いをし、また戻ってきたときに戻るための費用をお支払いをするという形でやっているわけでございます。確かに建物によって、先ほどおっしゃったように堅固な建物はまさにこれからも住めるということで、恐らく若干の補修をやっていただければ5年後にもうどうしようもないということではないのだろうというふうに思うのです。これは、かなりリフォームをしなければいけないというのはそのとおりだと思うのですけれども、建て直しと

いう意味ではなく、それに足るような賠償というものになるようには心がけたつもりでございます。それで、先ほどの1ミリシーベルト云々の話はちょっと私の範囲を超えるので、あれですけれども、まさにそういうものに向けて、お困りの方には住宅も手配をし、コミュニティーをつくり、また戻ってくる準備をしていくという全体の国の枠組みの中で動いているということでご理解いただければというふうに思っております。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 今守本さんは、これは賠償というよりは戻ってきてもらつて使ってもらうと。一たん避難して、戻ってきて使ってもらうと、そういう金額だよと、そういう今話だったのだけれども、戻っていけるかいけないか。これは、今後ろにいる志間さんにちょっと聞きたいのだけれども、富岡町は年間1ミリシーベルトならなければ帰町宣言しないと、そういうふうに宣言しています。除染を今まで環境省でやってきたから、南相馬の例わかると思うのだけれども、年間1ミリまで帰還困難とか制限とか、南相馬とまた富岡ちょっと線量が違うと思うのだけれども、1ミリに外部被曝と内部被曝両方足してなるのに何年くらいかかるか、それを後で答えてちょうだい。

あと建物の下限20%、これ全然動いていない、前回から。20%で戻ってくるという前提で言っているけれども、何年も待たされるのでは戻れないから。だから、よそに行って建てようという人は20%で再建できますか。例えば坪13万円とかとき書き言ったけれども、坪13万円ころの大工さんの手間賃って多分5,000円とか1万円だと思う、今から48年くらい前は。今2万円も2万5,000円もかかる時代に坪単価掛けてみて、今坪50万円も60万円もかかるというのは人件費が高いのだから、こんな下限2割で再興なんかできない。

あと家財の考え方なのだけれども、家財の家族構成。私前も言ったのだけれども、世帯の中には2世帯家族、3世帯家族というのがある。これ頭数で割っているけれども、例えば80代、50代、20代とかそういうのは3世帯とカウントしないの、するの。これ後で答えて。

あと営業損害。営業損害は、これ退職金ではないだろう。2年分とか3年分で、

おれこれ見て、もう農業の人は帰って農業やれないのに、何年も。5年分とか3年分というのは、これは一時金と同じなのだけよ。50代の人が5年分もらって、この震災というか、原発事故がなければ70だって80までだって働けるのだ。放射能損害があるために米はつくれない。そういう中で5年分で、あとはどうやって暮らしますの。

それで、米印で漁業については検討中と。今まで漁業には甘い。漁業補償20年分一括で、平時も震災前も補償してきた。20年分一括で補償して、漁民は魚をとっていた。それでもまた20年も補償もらわると、そういうことを繰り返していた。漁業補償に農業損害もその他の損害もこれ右倣えさせてよ。漁業損害だけよくて、あとが片手落ちだったらこれとんでもない話になるから。この米印のクエスチョンマーク、これちょっと疑問あるから。

あと、これ福島復興の支援。例えば災害復興住宅に入りたくない。入りたくないというのは、私はもう東京に行くとか、福島、郡山に行く、いわきに行くと。それで、自分で家を建てる人、自力で頑張る人に対して結局払い下げも要らない。安い例えば家賃でも入る必要ない。自分で何とかしたいと、そういう人たちに対する補助。何%かを補助すると、そういう制度を設ける気があるのかどうか。公平に扱うのであれば、当然自力で頑張る人にも何らかの補てんはあって当たり前。

以上、私の質問答えてください。まず、志間さんからやって。

○議長（宮本皓一君） では、志間課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（志間正和君） お答えいたします。

私ただいま原子力損害対応に着任しましたが、今までずっと内閣府のほうで除染モデル事業させていただきました。その経験を踏まえて、除染でどれだけ下がっていくのかといったところを申し上げさせていただきますと、まず線量の、そもそも除染前から線量の低いようなところ、南相馬の小高区や広野町のところで行ったものにつきましては一部安藤議員からご指摘ございましたけれども、年間追加被曝1ミリシーベルト相当の0.19マイクロシーベルトパーまで下げる事ができ

たところもございますけれども、多くのところでそこまで、内閣府の除染モデル事業をもってだけでは達成することができませんでした。多くの場合大体どこの場所でも全体としては除染前の線量よりも50%程度低減するといったところに達しております。ただ、富岡町でも夜の森公園と富岡第二中学校で実施させていただきまして、富岡第二中学校で実施させていただいたものにつきましてはこちらも年間1ミリシーベルトまで達したわけではございませんけれども、線量低減率といたしましては85%達成したといういい成績を上げているところもございます。そういうことから、今モデル事業の除染だけでいきますと、年間1ミリシーベルトを除染実施計画、2年間で行おうとしているところで達成するというところは難しいところがあると考えております。しかしながら、モデル事業で実施したところであっても、その周囲の未除染の部分を除染することによって、未除染の部分から来ていた線量といったところも既に除染したところの空間線量率を下げる効果がございます。そういうことによって、除染の面積を広げることによってまた空間線量率を下げるといったことも期待できますので、これからも除染対象面積をどんどん広げて実施していくといったところが既に除染をやったところの線量を下げるといった効果もあると考えております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君）　守本参事官。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室参事官（守本憲弘君）　20%のお話は、繰り返し申し上げているところでございますけれども、やはり賠償でございますので、今お持ちの住宅というものがベースになって、その価値、その築年といったようなものをベースに考えさせていただかざるを得ないというところがございます。繰り返しですけれども、残念ながら古いご自宅を持たれている方が全く同様の新築ができるというような形にはどうしてもそれは難しいということでございます。ただ、繰り返しですけれども、その中で私どもは最大限配慮しておりますのはできるだけ新しい価格で評価をすることによって、不当に低い評価にならないようにというような形で考えているつもりでございます。

2番目、家財ですけれども、この世帯については基本的には住民票の世帯とい

うのを基準にさせていただきますけれども、これ実は仮払いをやった際にもいろんなお話がありました。もう離れに住んでいるとか、したがって物理的に別だとか、そういうお話がありました。これは、そういうお話を通じて、実際にここをやるのは東京電力になりますけれども、硬直的ではない運用をしていくということになろうというふうに思っています。

それから……

[何事か言う人あり]

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室参事官（守本憲弘君） そうですね。それから、漁業です。漁業についてはそんな20年どうするとか、そんな話では全くありません。むしろ地域外、地域内というところをどういうふうに分けるかとか、必ずしも見直しの区間と漁業の区域というのは合致していませんので、そこどう分けるかとか、ある程度技術的なお話だというふうにお考えいただければというふうに思っています。基本的には農林業の考え方がベースです。

○議長（宮本皓一君） 木村参事官。

○復興庁参事官（木村 実君） 住宅の補助につきましてご質問いただきましたけれども、住宅の取得について直接的に補助をするという仕組みにつきましては要は私有財産に直接財政、税金を投入するということになりますので、かなり難しいと。今まで非常に慎重に取り扱われてきた問題でございまして、今回の津波被害で住宅を滅失された方々、あるいは過去にもいろんな自然災害ございましたけれども、そのときにもそういう措置はなかなかとりにくかったというのが現状でございます。したがいまして、今回福島特措法で用意しておりますように融資のときの少し支援、新しくローンを組むときの融資支援を行うということで整理をしているということでございます。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 志間さん、質問した内容は、除染はしましたと。私が質問したのは外部被曝と内部被曝、両方足して年間1ミリになるのは何年くらいでなりますかと。準備区域、制限区域、困難区域おのの。志間さんの大体の感覚でいいから。大体そのくらいになるまで富岡の人間は帰らないという人も多い。1ミリに

なるまで帰還宣言をしないと町長も言っているわけだから、何年もかかるのに、こんな2年、3年の賠償で済むのかというおれ質問なの。だから、答えになっていない。おれ何%下がったかと聞いているのではないから。それくらいになるのにどれくらいかかりますかと聞いているのだ。そのところ答えて。

あと、建物のさっきから言っているけれども、高く見ると言っているけれども、こんな20%では原状復帰できないから。守本さん、古い家だから、2割というのなら、古い材料持ってきて建物構造つぶす、同じものを建てて賠償して。賠償の基本は原状復帰だから。との姿に戻すことだ。

あと、志間さんが何年くらいかかると後ろから答えがあるから、二、三年だったらば守本さんが言う賠償でもいいと思う。戻れるのだから、その家を使えるのだから。その家を使えないから、よそで別なものを求めなければならない。そういう考え方で今質問しているのだから。だから、新天地で新しいものを求める場合はこんな2割では話にならない。古い材料で同じ坪数で建ててちょうだい。

あと、世帯割の家族。これは、結局単身赴任で来ようが、結婚したばかりの人であろうが、同じ世帯は世帯なのだ。70年も80年もそこで生まれて、そこで生活して、そこで死んでいく人もみんなばっさり同じなのだ。ここに色をつけなかつたらば何十年も住んでいる人も二、三年しか、守本さんが例えば大熊に転勤になって奥さんと2人で来て、1年しかいなくても1世帯なのだ。80年も住んでいる人も同じだ、この家財の考え方。それを同じで見るのかというのが質問。やはりじいちゃん、ばあちゃんは1世帯、50代、60代も1世帯、そういう考えが持てないかと質問。それについて答えて。

あと、漁業は農林漁業と同じくする。それ意味わかりました。特別扱いはしないと。ただ、農林漁業、それ以外3年、5年。これは、それで前のようにちゃんとできるかどうか、これ疑問ある。できなかつたらいつまででもこれをまた次も3年、5年、次も3年、5年とやるのかどうか。これ精神的な慰謝料もそう。困難区域は5年間一括で払う。では、5年たつたらばまだ戻れないと。戻れる数字ではないと。また5年分を一括で払うのか、その辺もあわせて答えてください。

あと住宅補助。住宅補助は、個人に対する支援だと、財産的な供与だという今答

えなのだけれども、自力で何とかしようとする人、これは借り上げ住宅と仮設住宅も今そうなのだけれども、自力に対する手当てというのは薄い。生活支援でも何でもそうなのだ。借り上げ住宅でも災害公営住宅とか、住宅に入っている人ばかり手厚い。これ同じ国民に対して、補てんからいくとちょっとアンバランスなところがあるので、住宅金融公庫の貸し付けの金利を抑えるとかそういうレベルではなくて、災害復興住宅は払い下げという制度もあるのだから、結局そっちに回った人が得だ、自力で再建した人が損だ、そういうふうにならぬようにちょっと頭使って考えましょう。

以上の点、ちょっと回答してください。

○議長（宮本皓一君）　志間課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（志間正和君）　まず、除染、いつ1ミリシーベルトを達成できるのか、期間のご質問でございますけれども、こちらにつきましては今の段階では正直わかりません。理由といったしましては、除染がいつどのような形でどの程度進むのか、また1ミリシーベルト達成できなかつたときに再除染というか、追加の除染をいつどの程度やるのかといったことが私にも見えてきてございませんので、いつ達成できるのかといったことは今の段階ではわからないとしか申し上げることができません。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　次、守本参事官。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室参事官（守本憲弘君）　今ちょっとデータをお配りしますが、その前に、それやっている間に家財と営業の話をさせていただきます。家財ですけれども、これは恐らく非常に旧家に住んでおられるというような場合にはかなりなケース、個別評価といいますか、積み上げというような形でやっていただくことになるのではないかというふうに思います。これ実は地域によってもかなり違いがございます。今回はいざれにしろ避難指示区域全般を念頭にスタンダードをつくっているわけでございます。したがって、旧家が多い地域とかは古いたんすですとかいろんなものがあるのだと思いますけれども、そういうものについては別途評価でやっていただくというのが合理的なのだと

ろうというふうに思っております。なかなか一番高いところに合わせてスタンダードというふうにいかないものですから、そこはベースをまず置いて、それを超える場合には別途評価というような形が今回の基本的な考え方ということでございます。

それから、営業損害についてなのですが、基本的には一括払いの期間の間にいろんな形での生活再建をしていただきたいと。また、お戻りになるときにはそれをお手伝いをすると、こういう考え方でございます。ただ、いろんなケースがあると思います。例えば農業の場合でいうと5年後復活を期していろいろ除染もし、手入れもしていたけれども、何らかの理由でおくれてしまったというような場合にはまたそういうものをお出しをすることになるというふうに思います。また、一方でただまさにもう移住を決められて、もう別のところに行かれて別途の生活をされている方についてはこの一括払い以上のお支払いはしないという形になるかというふうに思っております。ですから、それは実際の個別具体的な状況を見ながら対応していくということだと思います。

それから、精神損害については、これは明示的に指針のほうで避難が長期化する場合には個別具体的にさらに認め得るというようになっていまして、これはそのときの状況を見て検討していくという長期課題だというふうに思っております。

それで、ちょっとお手元の資料を見ていただきたいというふうに思います。この紫色の線、これがよく用対連、用対連と言われるのを仮に基準化、これ用対連のはもともと1軒1軒評価をするので、必ずしも基準ではない、こういう値段にすっぽりはまるものではないのですけれども、用対連の考え方を統計を使ってあらわすとこうなるというのがこの資料でございます。この緑線というのが私どもの提案です。用対連のほうは、償却について先ほどもご質問がございましたけれども、リフォーム等勘案してやや緩やかな評価になる。これ特に築33年以降やや緩やかな評価になると。ただ、それをもってしても、実はこの紫色の線になってしまうと。これはなぜかというと、昔の建築統計の単価というのは例えば昭和41年だと1万8,000円なのです。ですから、1万8,000円のものでつくったというふうに仮定をし、それをインフレ調整をして現在価格に持つても、実は建設の単価というのは非常に

低いのです。それに対して用対連のデータを適用しても、そんなになかなか上のほうに上がっていくないと。かつずっと下がっていくのです、年がたつごとに。こちらのほうで古い建物が多いと。これ実は点、点、点と書いてあるのは、これちょっと幾つかの市町村からいただいた固定資産税評価のものをプロットしたものなのですけれども、これで見ていただくとかなり140年とかそういうのも多いと。これ用対連基準でいくと、ずっと下がっていってしまうわけなのです。そういう部分にならないようにということで、すべて今の価格、今の福島県価格で建設したものというふうに考えて線を引いたほうが合理的だろうということで、これをやらせていただいているということでございます。ですから、必ずしも土地収用の考え方と私ども合っていませんけれども、そのレベルにおいて違わないか、あるいは場合によってはこちらのほうが高いケースも十分あり得るというふうに考えているところでです。

○議長（宮本皓一君）　木村参事官。

○復興庁参事官（木村 実君）　住宅につきましては、おっしゃるように自立をする方に対して支援を申し上げたいという気持ちは我々も同様に持っているのですが、ただ先ほど申し上げましたように私有財産に対する直接投入ということになるということが1つと、あとどうしても財政的な政策支援ということになりますと津波被災者の方々とのバランスも当然考えなければいけないということでございます。そういたしますと、住宅の取得に対して補助していくということはなかなか現時点で難しいのかなというふうに考えています。したがいまして、今福島特措法、先ほど守本参事官からご説明ありましたけれども、例えば公営住宅という限定はつきりますけれども、譲渡の制限というものを、譲渡年限をかなり緩和して、木造であれば5年たてばもう譲渡をして、その方買えるということになるという措置も新しくふえましたので、そういう措置をいろいろ工夫しながら対応していくのかなというふうに現状では思っております。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　守本参事官、営業損害について答弁漏れがありますから。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室参事官（守本憲

弘君) 営業損害は、一応お答えをしたつもりだったのですが、繰り返します。

この営業損害、状況が悪化した場合にどうなのかというお話をされたと思うのですけれども、その状況によって延長されることはあると思います。ただ、今の段階でそれではどういうふうに延ばすのだとかいう議論はなかなかできないというふうに思っています。先ほどのお話をちょっともう一度させていただくと例えば農業が多分一番わかりやすいと思うのですけれども、農業で5年後に、この営業損害期間5年ということで、5年後に農業を再開しようということでいろんな手入れもし、やっていたところ、どんな事情かわからないですけれども、例えば場合によっては上から土砂が流れてきてもう一回また除染が必要になったとか、そんな状況によって本人は明らかに営農意思があるにもかかわらず、できないというような場合には営業損害を延長するということは十分にあり得ると思います。ただ、これ難しいのは、ではその方がもう正直余りこれはやらないのだということで、別のところで生活をされておって、放置をされているという場合にお隣で一生懸命メンテナンスをされていた方と同じ扱いになるかというと、それはならないかと思うのです。ですから、これかなり個別性の高い状況になっていくのだというふうに考えております。

○議長(宮本皓一君) 4番、安藤正純君。

○4番(安藤正純君) 先ほど志間さんから外部被曝、内部被曝足したものが1ミリになるまで帰還準備、制限、困難区域と何年かかるかわからない。国の除染担当した人から何年かかるかわかんないという回答が先ほどあったのだけれども、何年かかるかわからないのに、2年、3年、5年でこういうふうに計画出せるということは私はおかしいと思う。だって、これ以上は賠償しないというふうにとれるから、これ。何年かかるかわからないということは、二、三年では無理だよというふうに私は聞こえるのだ。これからもう困難区域なんか除染するのだからしないのわからない。自然減衰待つかどうかもわからない。そういうことでセシウム137の半減期30年だと。そういう状況の中でこんな2年分しか賠償しない、3年分しか賠償しないとか、こんな漫画図を書いて説明すること自体おかしいと思う。ちゃんと国の考えがまとまっているのではない。何年後には住めると、何年後には戻れると、この地域は何年間は戻れないとか、こういうことをはっきりさせないと。私

らも避難している人に直接聞かれるのはいつ戻れるのだと。いつ戻れるのだとということは、1ミリにならないと富岡は戻らないよと、それは相当長いでしょうと。国は、何でそういうことを、わかっていることをはっきり言わないの。そういうことをちゃんと国民に知らせないと2年、3年、5年でちょんにしましょうというのでは、これ見るとそういうふうにしかとれない。

あと、もう徹底的にこれはだめだと言わせてもらうのはやはり下限の20%。あれは絶対のめない。これは5割まで、最低でも5割まで上げてもらわないと。2割で新天地に行って家なんか建てられないから。戻って今ある家をリフォームして住むという人は2割でもいいかわからない。戻れないという人にとってはこんな2割なんか聞けないから。これは最後の質問で。

○議長（宮本皓一君） 富田審議官。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（富田健介君） 住民の方々がいつになつたらふるさとにお戻りいただけるのかということについて、住民の方々が本当にそういう見通しというものをお知りになりたい、今後の生活設計のためにそういうことがぜひ情報として欲しいというご要望あることは我々も重々承知をいたしております。今回区域の見直しに当たりましても、個々の区域ごとにそういった見通しは当然異なってくるだろうというふうに我々思っておりますし、できるだけ我々としてもそういういた見通しを今後示していくかなければならないというふうには思っております。ただ、残念ながらご帰還をいただくためにはまずは除染をしっかりとやっていく必要がございますし、それから双葉郡、津波の被害でインフラも相当大きな被害をこうむっていると。ですから、そういういたところの修復に一体どれぐらいの時間がかかるのか。そういういた除染にいたしましても、インフラ復旧にいたしましても、今後そういう工程をしっかりと明確にしながら住民の方々が安心してお戻りいただける時期がどういう時期なのかということを国ももちろんござりますけれども、県、それからあとは当該市町村ともよくご相談をしながらそういう見通しをつけていく、そういう努力は私どもとしても一生懸命やっていきたいというふうに思っておりますけれども、まことに申しわけございません。現時点におきまして幾日にお戻りいただけるということは、なかなか申し上げる状況でないということを大

変申しわけございませんけれども、そう言わざるを得ない状況であるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　守本参事官。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室参事官（守本憲弘君）　営業損害についてでございます。この営業損害、あるいは就労不能損害の考え方は、この種の賠償一般なのですけれども、皆様方がダメージを受けて、そこから自助努力で回復をするというまでの期間、それがどれぐらいなのかという形の考え方をします。右側に公共用地の取得に伴う損失補償基準というのありますけれども、これはまさに移転をされる方が実際にもうその場では営業ができないわけなので、ほかの場所に行って新たに転業、転職なり、あるいは事業再開別のところでされるまでの期間として通常予定をされているのが農業であれば3年、それ以外の営業であれば2年。それから、給与所得に関しては給与所得者に直接出ないで雇用主に出るという形ですけれども、その方たちが転業、転職されるまでの期間というような形になっています。今回の私どもの考え方も基本的にはそれに準拠して、ただしまず1点はその期間を相当長くとらせていただいたというのが1つです。

それから、もう一つはその期間に実際に働かれて収益を得た場合、これ損害賠償ですと通常はその部分は損害ではないので、控除されるわけですけれども、今回は控除せずにできるだけその間に生活再建を図っていただくという、ある意味では避難期間中の生活再建のための期間ということでございます。ですから、基本的にはこの間にやっていただきたいというふうに思いますけれども、やはり諸般の事情で、それは体が弱いとか、いろんなケースがあると思うのですけれども、そういう状況がある場合には当然それは別途配慮していくというふうに考えております。これが私どもの考え方です。ですから、戻るまでずっと営業損害が出続けるというふうな考え方ではございません。

20%のお話なのですけれども、これについてはちょっともう繰り返しになってしまってるので、私ももうこれで最後にさせていただきます。まさにそういう移転をされるという考え方でやられるのが公共用地の取得だというふうに思っております。この考え方というのは同種同等の建物を取得すると。現時点で建てたら幾らかという

ことを想定をして、それを築年まで償却をしていくという考え方には立っています。その考え方には立って計算をすると紫色の線になるということでございます。私どもは、そちらよりは緑の線のほうがむしろメリットがあると、住民の生活再建に資するというふうに考えますので、ぜひこれでやらせていただきたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 同じことの繰り返しのところは同じ異議はあるのですけれども、聞きます。

それで、まず不動産の建物のところなのですけれども、イの着工統計でちらつと140平米に限るという話をされているということがあったのですけれども、これは双葉郡自体がそういう家もあるのですけれども、140平米ぐらいの家というのはそんな多くないのです。実際それぐらいの分譲地で建てている家というのは新しい家が多いので、そんなに問題になってくるところはないです。なので、逆にやっぱり140平米は撤廃。どんな家に対してもこれが適用されるというような状況にしていただかないと、地域の事情が違います。東京では140平米で平均かもしれないのですけれども、富山県が一番面積が大きいのですけれども、統計出ていると思うのですけれども、福島県の中でも都市部よりは地方部のほうが非常に面積は大きいので、基本的に双葉郡はとても都会とは言えませんので、140平米というのはやっぱりこれはちょっと無理があると思いますので、これは撤廃していただきたいというふうに思います。例えば200平米の家だって300平米の家だって、300平米はさすがにないのですけれども、200平米ぐらいの家だと70坪ぐらい程度ですから、結構そういうものがあるので、そういう家もこういうふうにこっち側でしていただかないとちょっと厳しいものがあるというふうに思います。

それから、家財に対する賠償で、ちょっと同じことではないのですが、あくまでも賠償のときには3月11日時点に住んでいた人というのですけれども、現実的に言えば我が家だったらば、うちは大学生がいるのですけれども、ちょっと遠くに行っているから、住民票は動かしたのです。学生の寮に、大学の6畳の寮に入っているときに持つていっているものってそんな、知れたものなのです。それは、家にある

のです、ほかのものがすべて家に。それは何の賠償ももらえない、今何の賠償ももらえていないのですけれども、少なくとも家財の賠償とかのときには住民票で僕の扶養家族になっている子供ぐらいは認めていただかないと話にならないと。何でも3月11日、3月11日と言いますけれども、賠償となってきたらばそこにある建物の中にあるものというのをそういうものではない。そんなこと言つたらいろんな人のものが例えば我が家にはあるわけなので、というか我が家だけではないです。ほかの家の人もみんなそうです。そういうものも加味していただかないといけないので、それも個別対象になるのかどうかということあるとは思うのですけれども、そう思います。

あと、前後して申しわけないですけれども、個別対象のところで2行目、「その際、契約書等から実際の取得価格を確認し」とかといって、契約書等という言葉は非常にいいのですけれども、東京電力は契約書等からとなったら全部契約書持ってきなさいと言います。だから、契約書等からでなくて、契約書は偶然あった人の話です。契約書がない建物なんていっぱいありますし、一括請負でつくっていないので、昔はほとんど直営という形で建て主が大工さんとか設備屋さん、畳屋さん、そういうふうなお金の払い方をしているので、それを事細かに全部契約書持っているなんていうことは基本的でないですし、捜せる状態ではないので、それはちょっと無理があるので、このところは表現をちょっと考えていただきたいというふうに思います。

それから、精神的賠償の話なのですけれども、精神的賠償で今家財とか建物の賠償が出てきたので、ここで改めてちょっとと言わせていただきたいのですけれども、僕たちが今一番困っているのは自分が住んでいた家の大きさに住んでいないということなのです。そこにすごい不便があるのです。今まででは10畳の部屋1人で使っていたのが今は6畳の部屋に3人で住んでいる。そういうものの精神的障害があります。家の中でどんなに大声で、僕の大きな声でしゃべっても、隣の家から文句を言われるような状態ではない状態でみんな話をしていたのです。それが今仮設にいようが、一戸建てにいようが、大きな声で話をすると大きな声で話をしないでくれと奥さんから怒られて、みんなそういうことをしている。お年寄りの人たちもみんな

な耳が遠くなるとみんな声大きくなる。でも、そういうような精神的障害というのは生活の障害ではないのです。こういう大きな家に住んでいた人というのは、そういう障害がいっぱいあるのです。なので、こういうふうに建物の賠償とか精神的障害が出たのだったら、今までの10万円の精神的障害ではなくて、きちんと今まで住んでいた坪数よりも小さいところに住んでいるその坪数に見合った精神的障害も出してもらわないと、これはすごいストレスになっていますので、そこはちょっと考えていただきたいというふうに思います。

それから、営業損害、就労不能の差し引かないということなのですけれども、今東京電力ではことし24年の4月以降は差し引きません。でも、その前のやつは知りません、そのままですというふうになっています。その前からもう働いている人はたくさんいます。無理して無理して仕事を再開した人はいるわけで、それも含めて全部ゼロにしていただかないと話にならない、このやつは。後から2次追補で決まりましたからと。2次追補が出たのはあくまでも2次追補が足りないから、出たのであって、そこから始まるということではないですから、それは徹底していただきたいというふうに思いますし、どういう考え方をしているのかということをお答えいただきたいと思います。

あと、リフォームの話なのですけれども、今困っているのは雨漏りをしたりとか壁が壊れて家がどんどん、どんどん腐っていっているということなのです。腐朽をしていっているということなのです。腐朽は、本来原子力で出ていかなければ、例えばかわらが二、三枚ずれたぐらいだったらそんなの次の日にだれかが行って直すわけです。そうすれば、雨漏りはとりあえず防げる。だけれども、それが防げない状況になって、2階の雨漏りが2階を超えて1階まで来て、畳が腐っているような状況がいっぱいあるのです。そういうような壊れたわけではなくて、住むために必要なではなくて、腐朽をさせてしまったリフォームは前払いとかではなくて、それは別に払っていただかないといけないです。それは、1年前に現状復旧するためのものは賠償の中のお金ではなくて、きちんと直さなくてはいけない。少なくともとの状態というか、雨漏りをさせなくて済んだ状態には、戻す分に関しての直しと雨漏りをしないように直すお金というのは、それは別枠のリフォームのお金とし

て出していただかないと建物は維持できない。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　守本参事官。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室参事官（守本憲弘君）　全部あれできるかあれですけれども、1つはまず家財のお話です。家財のお話についていと、基本的にはやはり3月11日におられた方がベースになると思います。これ恐らくここを崩してしまうと際限なく、本当に住んでいなかつたけれども、家だけ、アパートだけ借りていたとかいろんな話が出てくると思います。先ほどおっしゃられたお子様が置いていかれたものとか、そういうものに関しては、恐らくそういう割と昔から住んでおられるケースというのはかなりなところ、特に富岡町ではと言うべきなのかもしれませんけれども、この限度を超える可能性はあるのだというふうに私は思います。ですから、そういうものも含めて、個別評価ということでリストアップしていただくというほうが現実的ではないのかなというふうに私は思っております。

それから、家の個別評価の話は若干誤解があるかなというふうに思いましたのはそういう一発でぼんと受けた契約書があるときには余り手間をかけずに、時間をかけずに個別評価をしてしまいましょうということで、それがない場合にはやはり原則に戻ってコンサルがしっかりと見て評価をすると、こういうふうになるというふうに理解しております。ですから、まさにそういう契約書があって、これはもう幾らだというのがはっきりしている場合には、言ってみれば手っ取り早くやっててしまいましょうということで、それがないと個別評価をしないという意味ではありませんので、念のために申し上げたいと思います。

それから、精神的な賠償に関してなのですけれども、大変申しわけないのですけれども、この場合の仮設に住むといったような場合の精神的損害、これについては今の精神的損害に含まれているというふうに考えてています。ただ、やはりご病気の方とか介護で特別な負担がかかるといったような場合には、これは別途の精神損害というものは出し得るというふうに考えております。

あと、それから特別な努力なのですが、ここのところはちょっとまだ検討してい

る部分あるのですけれども、まず一たん今の状況を申し上げると例えば去年の10月1回避難をされましたと。去年の10月にどこか別のところでアルバイトを始めましたと、今もやっていますという方の取り扱いはどうなのかというと、実は10月から2月までは仮に前職で20万円もらっていましたと。アルバイトで10万円もらいましたというと、去年の10月からことしの2月までは10万円なのです。ただ、ことしの3月からはそうではなくて、もう根っこからに戻っています。ですから、20万円払うということになって、10万円の手取りはそのまま収入として追加的に入るというふうになっていますので、ある意味過去の努力についても現在には反映させている。ここがよく誤解されているのは、今働いていて、去年から働いていて、今10万円もらっている人は10万円しかもらえないで、さらにそれが15万円になったら5万円のところは特別な努力で認められるというふうに受けとめられている方が多いと思うのですけれども、そうではなくて1回もう根っこまで3月時点で戻しているので、確かにでは過去働いた部分はというところは厳密には払われていないのですけれども、その部分が評価されていないかというとそこは評価をして、1回もとに戻しているということをご理解いただきたいというふうに思います。

リフォームですけれども、これはやはり特に建物を全損として賠償する場合、全額を賠償する場合はやはりリフォーム費用というのは内数として考えざるを得ないというふうに思っております。この例外は、比較的早期に解除される場合です。ですから、例えば1年でもう解除されると。そうすると、6分の2ですから、3分の1しかもらえない。だけれども、実態としてもう建物は全損に近いというような場合、この場合には外数で出すことになると思うのですけれども、全損で賠償する場合には内数という扱いになろうかというふうに思います。

それから、140平米、一番最初にいただきました。失礼しました。これについては私どもこれはちょっと考えないといけないというふうに思っています。140というのは実は福島の建物の平均なのです。もともとの緑の線をつくった背景は何かというと、古くて小さなご自宅しか持っていない方をどう救済するかというお話をだったので、平均以上はどうかということにしたのですけれども、お話を伺いしているとやはりかなりそれを超えるところがあるということのようなので、ちょっと今

具体的に申し上げられないのですけれども、実際に現に住んでおられる建物であれば適用するような方向で考えたいというふうには思っています。ただ、まだ結論は出していません。前向きに考えたいというふうに思っています。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 堂々めぐりになるので、これで最後にします。

リフォームの話なのですけれども、僕が言っているのはそういうことではなくて、国側では最悪20%でとめる、減価償却してきているというのは、それは通常に住んでいて通常に手入れをしていて、真っすぐ下がってくるのは百歩譲ってしようがないとしたときに、今その論理でいうのであれば既に3月11日時点であったものから急激に雨漏りとかという状況をそのままに放置しておかざるを得なくて、放置された側にしてみれば放置したほうが悪いわけです。放置したことによって、その部分が急激に腐朽を起こしている。だから、腐朽とかその部分を戻すもののやつはこのマイナスとは別です。だから、全損とは別なのです。言っていることわかりませんか。通常の状態のときに全損扱いをしているだけの話で、その後急激にだめになってしまったものは、それを3月11日時点に戻すものは別に払っていただかないと建物は維持できないですという。

○議長（宮本皓一君） 守本参事官。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室参事官（守本憲弘君） 賠償の考え方として、建物の損害を賠償するということで、今回は通常であれば損害賠償というのは損害が確定をしたらお支払いをするのです。今回の特徴はそうでなくて、ずっと使えない。そうすると、ダメージが出るだろうということでのうけれども、そういうふうに考えるわけなのです。したがって、建物のダメージの部分はやはり全損に含まれていると考えざるを得ないと思うのです。

○3番（遠藤一善君） もう堂々めぐりなので、これでやめますけれども、1回ちゃんと中行って、今どんなうちの状況なのか見てきてください。見ればわかります、僕の言っていることが。見ないから、堂々めぐりになるのです。川内だってどこだって入れるでしょう。おたくだって入れるでしょう。行ったことあるのですか。行

って話をしているのですか。ちょっとそこだけは最後に1つ答えてください。

○議長（宮本皓一君）　守本参事官。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室参事官（守本憲弘君）　幾つかの家屋を拝見しています。それで、おっしゃるような雨漏りがかなりひどい、あるいは野生動物が入っているというようなものもあれば、新しい建物なんかはほとんどダメージが見られないというようなものもあります。それを前提にして、今回の賠償に関しては5年間、この帰還困難区域については5年以上使えないということをもって全損という考え方でございます。これあくまでもやはり建物のダメージに対する賠償ということでございますので、それをもとに戻すというものについては内数というふうに考えざるを得ないのだろうというふうに思っております。

○議長（宮本皓一君）　ほかに今承るわけですが、参与の方々でありますか。確認しておきたいこと。

なければ、議員の方からまた続けていただきます。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　二、三点お聞かせ願います。

7月2日にも全協あって、こういう説明会あったのですが、私ちょっと出席できなかつたものですから、今回初めて質問する機会を得たわけですが、皆さんの議論を聞いていて、まさに納得いかない部分は皆さん大体同じなのかなと思うのです。建物に関しては48年以降のものは下限を設けて20%支払いますよと。その算出方法も本来であれば20年前に建てたものであれば20年前の単価を起こして、それの20%になるべきものがかなり譲歩していただいて、今の単価に起こして20%だということ、非常にその部分、そういう考え方がありがたいと思うのですが、根本的に違うのは要は先ほど年間被曝線量1ミリシーベルトの議論ありましたが、国としては帰還困難区域は5年間入れないから、全損と見ますよとかいろいろありますが、最大でうたっているのが5年なのです。3.11から見ると6年ですか。その考え方方がベースになっていますから、3年とか2年とかで帰れる地区がいっぱいあるはずなのです、国の考え方からいうと。その年間被曝線量の数値が国では何ミリになつたら帰

つていいですよという考え方なのか。といいますのは、うちの町長もそうだし、我々も年間被曝線量が1ミリにならない限り帰町制限はしないよと、帰らないよと。そうなってくると10年、20年の話になろうかと思うのです。そういうことをベースにしていけばこういうものは一切出てこないと思うのです。10年、20年ベースで出てくると思うのです。国は20ミリと言っていますから、20と1ミリではもうまるっきり違うのです。だから、そのベース、国も文科省も除染をして、極力1ミリシーベルトに近づけていきますよとは言っています。本当に1ミリシーベルトに近づけられるのか、この数字で出して、5年とか3年の中で。私は無理だと思うのです。そうなってきた場合にはやっぱり5年以降、5年以上商業でも農業でも漁業でも当然そんなのは無理な話なのですから、10年ベースとか20年ベースで物言ってくれれば私も理解できるのです。5年とか3年とか2年のベースで物言つてもらったのではとても理解できないです。国は何ミリベースでこういうたたき台をつくっているのですか。それをお聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 富田審議官。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（富田健介君） 避難にかかる放射線の基準につきまして、これまで国からの説明が必ずしも行き届かなかったことによって、大変な住民の方々を含めていろいろ混乱をお与えしているということについては本当に申しわけなく思っています。ただ、今回の避難指示の区域の見直しに着手するに当たりまして、その際の基準をどうするかということにつきましては昨年の暮れでございますけれども、政府内でも閣僚レベルで何度も会議を持ちまして議論をさせていただきました。結論申し上げれば、これは放射線、それから放射線被曝、それから放射線の医療の専門家の方々、これは国の考えに批判的な方も大勢おられますけれども、そういう方を含めて十分な専門家のコンセンサスをいただこうということで、まずは放射線の低線量被曝の健康影響について国としてまずしっかりととした考え方を確認をしようということをやりました。それについての結論は、100ミリシーベルトを下回る領域では、少なくともがんについて言えば他の発がん要因に比べて放射線、低線量被曝の影響というのは隠れてしまうほど非常に低いものである。もちろんその被曝のリスクがゼロだということは申し上げられませんけ

れども、逆に言うとそういったことはゼロだという科学的な根拠はもちろんございませんけれども、総体的な比較で申し上げれば他の発がん要因に比べて十分低いリスクであるということは確認をされたということでございます。避難指示につきましては、ICRPという放射線防護委員会という国際的な機関ございまして、そこが2007年、一番最新のものだと出した勧告がございます。その避難指示のこういう基準で各国やりなさいという基準がございます。この場、一からご説明すると大変時間がかかるのですけれども、緊急時の避難の基準と、それから現存被曝状況といつておりますけれども、原発の事故がある程度管理可能な状況になって以降の避難指示の基準それぞれございまして、その基準から見れば今私どもが採用しようとしている20ミリの基準、これは20を確実に下回るということが確認できれば、ICRPの考え方としてはそれを現存被曝状況と日本国政府が判断をするのであれば、居住あるいは労働も含めて帰還をしても差し支えない。もちろんまだ20ミリというレベルがございますから、そういったレベルを下げる除染であるとか、あるいは食品の管理だとか、そういったことはこれは放射線防護の対策としてやっていかなければいけないけれども、20を確実に下回る領域が現存被曝状況と日本国家が判断するのであれば、それは居住を含めて帰還をしてもいいという考え方になっているわけです。ただ、我々としては、だからといって20を下回ったから、ではもう解除しましょうと、そういう乱暴なことはできないと思っています。これは、やはり住民の方々の中にもさまざまのご不安を持っておられる方もうござりますし、それから何よりも双葉地域においてはインフラが相当ダメージを受けている部分もございます。ですから、線量だけで判断をするのではなくて、20を下回った段階では国際的な基準からすれば帰ってもいいよということなのですけれども、日本としてはそこはそうではなくて、それを解除に向けてのスタートラインにしましょうと。その後除染を進め、あるいはインフラ復旧を進めて、私ども国と、それから各市町村、住民の方も含めてこれだったら安心して帰れるねというところまで持つていった上で、その時点で初めて解除というふうに持つていきましょうという考え方をとっていくということでございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、今お手が挙がったのが1番と9番さんと2人います

し、12時までで一応次の会議がありますので、要点をお願いします。

○11番（渡辺三男君） わかりました。

全くおっしゃるとおりだからこそこういうものが出てくるのです。それで、区域再編できなかった、今まで。本来であればもう今年度当初には区域再編して、除染に入りたかったのがかなりずれ込んできているのですよね。その1つの原因是、要因は、やはり20キロ圏内の各町村が20ミリで区分けさせて、20ミリ以下を除染始まって帰れるにされたのでは我々の補償も何にももうどうにもならないと、10ミリとか20ミリの数字では帰る町民はいないと。もう1ミリだということを我々強く訴えているのです。そういうことを踏まえて考えていただければ、やはり住宅でも48年以降のものは20%なんていうのは絶対あり得ないです。もう5年、10年、15年帰れなかつたら我々泣きの涙でほかに移るしかないのであるから。3年で本当に1ミリ以下にしてもらって帰していただけるのであれば、だれもよそに土地もうけて、うちつくって移り住む人なんかいません。そういうことあなたたちは考えて、自分の身に移しかえて考えればわかるでしょう、そのくらいのこと。今回の原発事故は、各町村、町民、村民には全く非がないのですから。普通の事故であれば必ず非はあるのです。そういうことをあなたたちは考えていないから、こういう数字ばかり出てくるのです。確かに国としては、汚したところをきれいにして帰ってほしい、帰す政策をとるのだと、それはわかります。わかりますけれども、あなたの言っている国際基準が20ミリまでは大丈夫だと言っているけれども、我々はそういう政策とらないと、15とか10とか5ミリまで極力下げる努力をして帰町宣言をすると。わかります。だけれども、我々はとの姿にならないともちろん帰らないし、町民も帰るなんていう人はただの一人もいないです。そういうことでうちの町長も1ミリと言っているのだし、我々議会側も1ミリと言っているのです。そのことを十分踏まえて、やはりこれは長期にわたって10年は帰れない、15年は帰れないという前に立ち返ってもう一度補償見直してもらわないと、私は了解できる部分もありますけれども、住宅の部分とか、あと精神的な面の5年間一括払い、これはある程度評価できますが、2年の一括評価の帰宅困難区域の以外の部分は私は評価できません。やっぱり一律補償にしてもらわないと。そのことだけは言っておきますから、答弁

はいいです。そのことを踏まえてもう一度検討していただきたいと思います。

終わります。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 1点だけお伺いしますが、先ほどの件と同じような質問になるのですが、財物補償の家屋に関する賠償の問題なのですが、双葉郡から、双葉地方町村長からの意見は出されていると思うのです。この意見からいうと固定資産税評価額を算定基準にしないと、これはもう一つの方法で算定しないという方法わかるのですが、建物の標準的な価格費を採用するということをうたっているのです。それと、運用損益と留保費を加味した東北地区用地連絡協議会における算出方式を採用することと。それで、1番は残存価値率を50%と同等の扱いにするということを町村から言っているわけなのです。それにもかかわらず、出されてきた金額を見ると最低賠償単価は13.6%、率からすると25%程度なのです。50%を要求していく25%の案しか出てこないというのはまだまだ差があるのです。これは、恐らく午後からか、何か町村会との話の中にもこの問題はなかなか詰まっていないと思うのです。これは、評価するという人もいるでしょうけれども、やはり最低残存価値を50%にしない限りは新たにうちを設けるとか何かというのはできないのです。

それと、富岡町はもう5年間は帰還宣言しないということをはっきりとうたっているのです。ということは、もう一点目の営業損害にしても、農業の損害にしても、農業の損害は50%認めるところ……

○議長（宮本皓一君） 9番さん、手短にお願いします。時間がない。

○9番（黒沢英男君） はい。ということなのですが、その他の営業損害に関しては3年とうたっているのです。帰還できないのが5年間で、3年しか営業損害認められないというのは、これはやはりその辺がまだ矛盾点がありますから、まだ平行線をたどるのかなと私は思うのですが、その辺の件ちょっともう一度質問しておきます。

○議長（宮本皓一君） どうぞ。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室参事官（守本憲弘君） 先ほどのパーセントの話はこれちょっと繰り返しになるのですけれども、

どの価格に対して何%かというのが非常に重要なのだと思うのです。それで、先ほどお見せをした坪単価の表というはどういうふうに見るかというと、実はこのあたり、紫のこのあたりというのは、48年です。このあたりというのは大体残存価値が40%でこの価格になるのです。どうしてそうなるかというと、48年前の建築単価というのは非常に低いのです。低いのです。だから、それを新築単価にしても、この辺までしか来ないので、20とか25とか。だから、それで40を残しても、ここまでしか来ないので。私どもが提案しているのはそうではなくて、もう直近の価格で評価をすることによって、新築価格というのを思い切り引き上げましょうと。そのかわり償却については20%を下限にさせてくださいと。そのほうが長期的に安定したカーブになりますと。かつ紫線よりも、ちょっと直近のところはこれ恐らく建築資材の価格が何かだと思うのですけれども、若干こっちのほうが上回るわけですけれども、それ以外のところはすべて緑線のほうが上回っているわけです。そういうご提案をさせていただいているということでございます。

それから、長期のお話で、それから移転、戻るというところに焦点集まっていますけれども、これは一応国の政策としては戻すということを前提にしつつ移転される方にも配慮をするということにしています。その配慮ということが何かというふうに申し上げると、例えば実は営業損害について2年、3年というようなお話もありましたけれども、これ比較対象として申し上げると公共用地の取得のときというのは農業の営業損害というのは3年なのです。ですから、ほかの地域で何かをされるときには3年間猶予を与えますという考え方なのです。私どもは、しかしやはり戻ってこられるという方がおられるということを考えてもっと長く、できるだけ長くということで、ここには5年と書いていますけれども、これ既に1年払っていますので、トータル6年なのです。そういう意味でいうと、公共収用のときの2倍をお支払いをしているわけです。ですから、それを一括してお支払いをするので、もし移転される方はそういうものも活用して生活再建をしてくださいというような思いを込めて、こういう形にさせていただいているということでございます。

○議長（宮本皓一君） それでは、1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 確認だけしたいのですが、今回の不動産の賠償に関して住

宅と宅地、これは居住部分だけをこの賠償というふうにしたのか、それとも例えば農家だったりすると土蔵とか納屋とか作業小屋、ハウスとかいろいろあります。そういういた部分も含めて今回の対象という形でいいのかどうか、その辺1点だけお聞かせください。

○議長（宮本皓一君）　守本参事官。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室参事官（守本憲弘君）　今おっしゃられた多分2種類の話があると思うのですが、固定資産税の台帳の中に建物として載っているものは建物として評価をします。お支払いをします。土蔵とおっしゃった……

〔「土蔵とかね」と言う人あり〕

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室参事官（守本憲弘君）　そういうものは恐らく外構、庭木の中で見ていただくことになると思います。もしそれが極めて高価なものとかというのであれば、それは別途評価をすると、こういう形になります。

○議長（宮本皓一君）　1番、山本育男君。

○1番（山本育男君）　その点でいきますと、蔵とか物置にしても税金対象になっているものもあるわけです。そういうものは、固定資産のやつで払っているのは住居とはみなさないで外構の部分で見ると。

○議長（宮本皓一君）　守本参事官。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室参事官（守本憲弘君）　もう一度きちんとお話しします。

固定資産税の台帳で倉庫になっているものについては、ここには書いていませんけれども、これについては倉庫としての償却期間、それから評価を適用して評価をします。台帳に載ってこないもの、庭木とかフェンス、そういうものは先ほどの新築価格掛ける10%の中で見ていただいて、それでは足りないよということであればそれは別途評価になるということでございます。

○議長（宮本皓一君）　ありがとうございました。もう時間です。

これで国の賠償の考え方については終わります。本来ですときょう復興庁、それ

から復興局、内閣府、文部科学省、環境省などからも来ておりましたので、ちょっと意見を尋ねたいところもありましたが、時間の関係上きょうは省略したいと思います。

それでは、国の皆さん、それから参与の皆さん、どうもご苦労さまでございました。ご退席を願います。

議員の皆さんにはこの後その他がありますので、しばらくお待ちください。

暫時休議します。

休 議 (午後 零時04分)

再 開 (午後 零時07分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

大きなその他の2番ですが、事務局長より説明させます。

事務局長。

○事務局長（角 政實君） お疲れさまでございます。

事務局から2点ほど連絡と確認をさせていただきたいと思います。議員の皆様のお手元にまずは借り上げ住宅居住の皆様との懇談会のご案内差し上げております。まずは郡山地区については8月1日、いわき地区については8月3日、柏崎市地区については8月7日ということで予定、計画させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

2点目でございます。2点目につきましては、杉戸町の観光協会長、杉戸町長より古利根川流灯祭についてご案内がありました。これにつきまして出欠のほう本日ちょっと確認させていただいて、杉戸町の議会のほうでも出席人数によって向こうでも対応させていただきたいというような連絡がありましたので、ちょっときょうじゅうに報告しなければならないものですから、大変申しわけありませんが、よろしくお願ひしたいと思います。日程は8月の5日でございます。6時45分までおいでくださいという内容であります、1泊となる予定でございます。

以上でございます。

確認のほうさせていただきたいと思います。まず、議長、副議長につきましては

出席ということで伺っておりますので、早川議員。

○2番（早川恒久君） 行きます。

○事務局長（角 政實君） 遠藤議員。

○3番（遠藤一善君） 行きます。

○事務局長（角 政實君） 安藤議員。

○4番（安藤正純君） 欠席。

○事務局長（角 政實君） 宇佐神議員。

○5番（宇佐神幸一君） 行きます。

○事務局長（角 政實君） 渡辺光夫議員。

○6番（渡辺光夫君） 今ちょっと何時までか確認して。

○事務局長（角 政實君） 渡辺英博議員。

○7番（渡辺英博君） 行きます。

○事務局長（角 政實君） 行きます。お願いします。

高野泰議員。

○8番（高野 泰君） 欠席。

○事務局長（角 政實君） 黒沢議員。

○9番（黒沢英男君） 欠席。

[「欠席」と言う人あり]

○事務局長（角 政實君） はい。

渡辺三男議員。

○11番（渡辺三男君） 出席します。

○事務局長（角 政實君） 塚野議員。

○12番（塚野芳美君） 欠席。

○事務局長（角 政實君） ありがとうございました。

以上で今の報告させていただきますので、後日また詳しいことをご連絡申し上げます。出席される皆様には後日連絡差し上げますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

[何事か言う人あり]

○議長（宮本皓一君）　局長。

○事務局長（角 政實君）　申しおくれました。実は8月上旬の借り上げ住宅1、3、7と計画させていただきましたが、8月の上旬に決算監査のほうが予定されています。それで、監査委員として高野泰議員が入っておりますので、高野泰議員の懇談会への出席ちょっと見合わせたいということでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　皆さんからはその他ありませんか。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君）　今の借り上げ住宅の懇談会の件だけれども、前の話ではこの3カ所のほかに福島があったはずなのだけれども、それがなくなった説明が何もないけれども、どういうことなのでしょうか。

○議長（宮本皓一君）　局長。

○事務局長（角 政實君）　お話のとおり私どもいわき、福島、郡山、柏崎4カ所ご連絡させていただきました。その結果、福島につきましては私どものほうではやらないということで、堀川潔会長のほうにちょっとお断りされたものですから、今回は見合わせさせていただいたという内容でございますので、ご報告申し上げます。

○議長（宮本皓一君）　そのほかありますか。

2番。

○2番（早川恒久君）　借り上げの懇談会なのですけれども、居住者会だけの対象なのでしょうか。ほか郡山に住んでいる方だとか。

○議長（宮本皓一君）　局長。

○事務局長（角 政實君）　このことにつきましては、全体的にという考え方もございましたが、議長から指示いただきまして、今回は居住者会、組織されている団体との懇談会と考えさせていただき、その後にまた話が拡大すれば対応させていただくという内容で進めさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　その他はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） ないようでございますので、以上をもちまして本日の全員協議会を閉会といたします。

閉会 （午後 零時13分）